

附則第十九条の二を追加しております。

新しい附則第十九条の二の内容でございますが、優良住宅地の造成のための土地の長期譲渡にかかる市民税の課税の特例を設けたものでございます。本文も非常にわかりにくい表現になっておりますが、要するに、昭和四十四年一月一日以前に取得した土地の譲渡、これを一般に長期譲渡と申しておりますが、その譲渡でその土地が優良住宅地、これもその基準に一定の要件がございます。これを満たす場合に優良住宅地となりますが、そのための譲渡である場合には、本条の規定により他の所得と切り離して課税をするというものでございます。附則第十九条の規定による一般の長期譲渡に対するよりも、さらに有利な条件となっておりますわけでございます。

まず第一号は、土地の全部が優良住宅地等である場合、この場合には市民税額の計算方法を——この場合の計算方法でございますが、「イ」というのがございいます。これは長期譲渡の取得金額が四千万円以下の場合は百分の四の税率で計算した額になるということでございます。それから「ロ」は長期譲渡の所得金額が四千万円を超える場合の計算方法でございます。四千万円までにつきま

しては「イ」と同額、それを超える部分につきましては、長期譲渡の所得金額の二分の一、その年に他の所得が当然にあるわけでございますが、それを合算した額に対する所得割りの額から、二千万円とその年の他の所得金額を合算した金額に対する所得割りの額を差し引いて得た額、これの合計額が当該土地の譲渡にかかります税額になるという意味でございます。

それから次に第二号につきましては、譲渡する土地の一部が優良住宅地等である場合でございます。これの市民税の計算方法を規定したものでございます。「イ」は一般長期譲渡の所得金額が二千万円以下で、優良住宅地等の長期譲渡所得金額を含めまして四千万円以下である場合については、百分の四の税率で計算していくわけでございます。「ロ」は二段階の規定をしております。まず一般の長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合、又は一般の長期譲渡の所得金額が二千万円以下で、優良住宅地等の長期譲渡の所得金額を含めまして、四千万円を超える場合の市民税額の計算方法でございます。そして、それぞれ(1)と(2)の合計額とするというものでございます。(1)は前述いたしました四千万円までの所得金額の計算である方法の「イ」と同額でございます。(2)は四千万円を超える部分の計算でございます。一般の長期譲渡の場合はその所得金額の四

分の三を、次に優良住宅地の長期譲渡の場合はその所得金額の二分の一をそれぞれ課税対象
といたしまして、第一号にごさいました「口」と同じ方法で計算して得た額といたします。(1)と
(2)それぞれの合計額を当該土地の譲渡にかかる税額とするんだということでごさいます。
第二項でごさいますが、これは優良住宅地等となる予定地についてもそのことが確
実視されるもの、これにつきましては第一項の規定を準用しまして、課税の特例を
認めるということでごさいます。この場合、後になりましてその予定地が法の基準
に適合しなくなった場合、この場合には一般の長期譲渡であるということ、特に
この特例を認められなく、一般の土地の長期譲渡であるという課税をするという
趣旨が第二項でごさいます。

附則第二十一条の二でごさいますが、これは電気自動車の課税の特例、これは現在
現行規定でごさいますが、さらにこれを三年延長するものだということでごさいます。
次に附則の關係につきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず第一条は本条例の施行期日の規定でごさいます。原則的には昭和
五十四年四月一日から施行となっておりますが、このたびの改正で追加されました優
良住宅地等のあるいは特定市街化区域農地、こういったものの長期譲渡に関

係いたします。諸規定につきましては、昭和五十五年四月一日から施行するんだとい
うことでごさいます。

次に第二条以下第五条まででごさいますが、これらはそれぞれ税目に関する
改正に伴います。経過措置の規定でごさいます。

以上がまことに雑駁でごさいましたが、市税賦課徴収条例の一部を改正する
条例についての説明でごさいます。

次に報告第二号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして
御説明申し上げます。

この附則第二項と申しますのは宅地の關係の規定でごさいます。

第三項と申しますのは農地に関するものでございす。それぞれ固定資産
税のときに申し上げましたように、固定資産税と同様、都市計画税の評価がえ
に伴い評価額が非常に上がるわけでごさいます。したがって、これに伴います
税負担の軽減を図るための改正でごさいます。記載のような内容で改正しよ
うとするものでございす。

附則第五項でごさいますが、これは字句の整理でごさいます。

附則第七項は、当該条文が都市計画税の課税の特例を規定しております。地方税法の引用条文が、この附則第七項にございます。したがって、地方税法の改正に伴いまして、当該条文の整理をしようというものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を四月一日、従前の関係につきましては、五十三年度分までの都市計画税はなお従前の例によるという内容の附則でございます。

以上報告第一号並びに第二号につきまして、まことに雑駁な説明で恐縮でございますが、説明にかえさせていただきたいと思っております。

よろしくどうぞ御承認方お願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

○十二番(松山 清君)

もっと説明が細かくされるのかと考えていたんですが、それでもなさそうなので一つお聞きします。

第二十四条関係で、十七万円を十八万円に改めたということになったんですが、

これによって何名くらい対象になりますか。

それから第七十二条関係で、軽自動車税の税率が一〇%上がるわけですが、

これによってどの程度の増収が図られるのか。それとこれに関連しまして、市民所有の

軽自動車税は値上げされるわけですが、米軍の軍属とか軍人とか、関係は

つては現在どのような動きになっているのか、その辺もあわせてお聞きしたいと思います。

それから固定資産の評価が、五十一年度と同様に

負担調整というものが行われるわけですが、まあこのようにされないとい

ばうに上がってしまうので、当然なことですが、それと同時に、前回の評価が、

都市計画税の税率が上がったときにも問題になったわけですが、これに

伴って便乗一借地、地代、家賃等に税金が上がったためというふうなことで

影響が出てくるという可能性が、やはり一つあるわけです。そういう点で、特に今回

も政府からそういうものについて、そういう便乗値上げがされないようにという通

それから長期譲渡の問題ですが、これについて言えば、対象となるべきものはいままでの例かつどの程度あるのか。

○企画財政部長（浅見裕康君） 第一点につきましては、税務課長からお答えを申し上げます。

第二点の関係でございますが、増収はどのくらいかということですが、全協でも御説明申し上げましたが、九十七万円程度でございます。米軍関係でございますが、これにつきましては、例年地方税法が改正された後、日米間で協議いたしました。それに対応する値上げがされているのが実態のようでございます。一応来年度あたり、そういった実質的な動きがあるのではないかと、現時点では明確に推測はついておりません。想定で、そういう考え方が持てるのではないかと、ということでございます。

それから地代の値上げ、そういったものに普及する関連につきましては、通達でございます。いずれにしても、現時点での、今回の地方税法の改正に伴います通達はまだ来ておりません。それにつきましては、通常、これらにつきましては留意すべき点として、次官通達として来る予定でございます。そのうち来るのではないかと、思います。一

応、前回お答え申し上げましたように、それ相応の対応をお願いするということをしていただきたいと考えております。

長期譲渡の関係の実例でございますけれども、五十三年におきましては二件でございます。

○税務課長（岩崎好亮君） 二十四条関係の幾らぐらい減収になるかというようなことでございしますが、二万八千円ほど減収になる予定でございます。

○十二番（松山 清君） そうしますと、二十四条関係では二万八千円ですか、一万円上がったことによるわけで、減税とも言えないような金額が、二十四条関係ではあると思うんです。その一方、軽自動車税では九十七万円の増収になっていると、これだけ市民の負担増がふえるわけです。そういう状況がある。

もう一つお聞きしたいのは、米軍関係についてはいまのところ日米合同委員会ではされるだろうということですが、さだかではない。これは確か上がったのはいまから四年前ですね。米軍関係の軽自動車税が値上げされ、不公平な状況にあったのが是正されたのが確か四年前だと記憶しているんですが、それ以降現在まで、結果的には、市民の持っているものがどんどん上がってきているということでは

不均衡が出てゐるわけです。その点では私はこの問題は再三前から言つてゐるわけですが、米軍関係のものは何も国の方を待つまでもなく、市長の権限で市民と同じように取るという条例を出して、議会で議決されれば、これは取れるわけですね。形としては、そういうことは全くほつたかしにしておくということで、後税の改正があったときに市民の方だけとんどん上げてしまふということは、やはり私は問題だろふと思ふんです。そういう点で、市長の方では特に米軍関係の不均衡になつてゐる点について、来年当たり改正されるだらうというふうな悠長な考えではなく、どう早く市民との不均衡を埋めてくれるのかと、一つは国の日米間の問題ですね。これをどのようにやっておられるのか、それをお願いします。

それから固定資産税の評価がえにより、負担調整正によつて三年に分けてできるだけ抑えるわけですが、これは当然のことですが、建設省の方でどうか、国の方の通達が届いていないということですが、出されてゐるのか、出されていないのか、それは確認してゐるのですか。届いていないのと、出されてゐないのとでは違ふわけですね。

○企画財政部長(浅見裕康君)

ただいまの軽自動車税関係の米軍の関係でござ

います。これにつきましては明確になつていないということで、想定で確かに御合弁申し上げました。これにつきましては、私どもの事務処理といたしまして、地方税法の改正に伴つて、各地方自治体の賦課徴収条例もこれに準拠して改正されるということは従来とおりでございます。地方税法に逆らつたり、それ以外のものはなかなか課税できない、これは税金という大きな性格的なものだと思います。これは当然準拠して、条例等で規定していただくという性質のものであらうかと思ひます。

軽自動車につきましては、先ほど申しましたような地位協定に基づきまして、日米合同委員会等でこれらが協議、決定されてきてゐると思ひます。次官通達につきましても、それぞれ具体的にこういう条例で徴収してもらいたいということが通達として来てゐるわけでございます。当然われわれもそれに準拠いたしました。事務処理ということで、現時点におきましては明確なそういった基準、その他示されておられませんので、御答弁申し上げますが、現行においては従前の実績、そういったことを念頭におきまして、御答弁申し上げました次第でございます。

それから通達が出ていてこちらに届かないのかということでございますが、それにつきましても、明確に現在把握していません。ただ従来の例からいたしまして、若干おく

れて通達等が来るといふことが考えられますので、そういう想定を持っていくということでございます。

○市長(石川常太郎君) 自席から御答弁申し上げます。

軽自動車につきましては、ただいま部長が申し上げましたとおりでございます。なお、算定につきましては、私も部長の申し上げましたとおりと考えております。交付税で算定をされておりますので、減収にはなっておりません。

○十二番(松山 清君) 今回の地方税法の一部改正の問題なんですけれども、一つは、まのようになかなか景気が回復しない中で、減税をもっと多くしろという国民の要求があった中で、実際にとられた内容というのは所得税にしても、今回の地方税法の一部改正に出された内容についても、ほとんど減税と言えるほどの内容のもので、決してないわけです。そういう中で、軽自動車税は逆に増税されているという問題が一つある。

特に当市の問題としては、軽自動車税との関連で言えば、米軍との不均衡の問題で、不当に安く課税しているということがある。そういう問題については、全く国任せで、もっと早くこういうものを是正するという要求も、いま聞きましても、これは何度

も聞いているわけですが、ほとんどやる気はない。これは決まっていいることではないと思います。今後十分力を入れてもらいたい問題だと思います。そういう点では、一つは、今回の

地方税法の改正について言えば、とうてい賛成できる内容のものではないわけです。

特に固定資産税関係、都市計画税関係も含めて、評価がえに

なると、負担調整率をかけて何とか値上げを少なくするというのは、当然のことであり

ますが、それに伴う地代、家賃等の問題については、通達が出ているんですよ。もう

ね、出されているんです。届いていないだけではないかと思うんですが、その点調べても

らいたいと思います。前日も問題になったんですが、それについて、便乗値上げをや

ないでほしいということになっているんですが、これをいざ市民に周知徹底せしめるかとい

ふことになるかと、広報のすみの方にちょっと書いてくれないで、「ほら出した」と気安め程

度のものでは、しょうがないと思うんですよ。もちろん地主さんが全部これに伴って値上

げしていくということでは決まっていいると思いますが、しかしそういう施策が非常に大切

だと思ふ。そういう点では、そういうものを今後、きり印刷してもらいたいと思ふ。し

て、そういうものはやはり従来どおりのような形でやるんだったら、私は決して今回のものに

ついて、一部には減税等の問題も含めておりますが、賛成することはできないと思ふ

んです。

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております報告第一号及び報告第二号については、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本二案は原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林菊三君） 起立多数と認めます。よって報告第一号及び報告第二号は、

原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

今日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、あらか

じめ延長したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって今日の会議時間は延長す

ることに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第十一報告第三号専決処分の承認を求めることについて

（昭和五十三年度福生市一般会計補正予算（第八号））を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 浅見裕康君登壇）

○企画財政部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、報告第三号昭和五十三年度福生市一般会計補正予算（第八号）の専決処分につきまして、御説明申し上げます。

本予算を専決処分いたしましたのは、国の地方財政計画、これにおきまして、地方財源の不足を補てんする目的で設定しております。いわゆる財源対策債、さらには調整債、そういったものがござりますが、これが年度ぎりぎりの三月三十日付をもちまし

て、七百九十万円許可されたわけでございます。これによりまして、補正第七号までの予算で御承認を賜っております。起債の許可額、これを上回るということに相なるわけでございます。したがいまして、予算の補正をいたしましてこれを受け入れる必要が生じたため、議会を開催していただくこととまがなないということで、地方自治法の規定に基づきまして、専決処分をさせていただいた次第でございます。

なお、今回の補正第八号を編成するに際しまして、たまたま都の補助金であります振興交付金、これが再度の陳情等重ねてきたわけでございますけれども、これらの成果がおかげさまで得まして、三月二十六日付をもって増額決定をされましたので、これも同時に補正計上をさせていただいております。

それでは補正予算の内容につきまして、概略御説明を申し上げさせていただきます。と思います。

一ページが予算総則でございます。ここに記載のとおり、今回、六千五百十四万六千円、これを追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を八十五億三千二百七十二万六千円と定めたものでございます。第二条におきましては、ただいま申しましたような地方債の変更をお願いしております。

二ページにおきまして、歳入歳出補正の概要でございますが、まず歳入におきましては、第十款の都支出金、これが都の補助金といたしまして五千七百二十四万六千円、これがすべて振興交付金でございます。特定分と申しますものが八百二十四万六千円、一般分が四千九百万円と、それぞれこの内容の内訳でございます。それで五十三年度の都の振興交付金の補助総額は、都が非常に財政事情が悪いといいなから、福生市の場合はおかげさまで、昨年実績を若干上回る金額に相なつたということでございます。

それで歳出におきましては、ただいまの都の支出金、それから起債といったものが六千五百十四万六千円、歳入として入ってきたわけでございますけれども、予備費の八十五万四千円減額いたしましたして、それと合わせまして六千万円を都市施設整備基金積立金として計上させていただいております。そういった形で最終八号補正を専決処分をさせていただいたわけでございます。

第二表の地方債補正でございますが、ただいま申しましたように地方交付税の原資となっております。国税三税、これが非常に不足をしている意味で、地方交付税からの振りかえという形で、こういった起債が認められたわけでございます。今回の金額を

追加をお願いしているわけですが、これを仮称中央図書館の建設事業債として充当させていただいております。なお、これに伴います元利償還金はそのうちの八割でございますが、今後の基準財政需要額で見ていただくという内容のものでございます。

なお、三ページ以下の事項別明細書でございますが、これの記載のとおり特定財源の確定がされましたので、これに基づきまして、それぞれの該当費目におきます財源内訳、これの充当額の調整を行っておりますことを申し上げます。

以上、まことに雑駁でございましたが、補正第八号の説明にかえさせていただきますと思います。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております。報告第三号の専決処分については、原案とお

り承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって報告第三号は、原案とおり承認することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(小林菊三君) 日程第十二議案第二十九号 福生市民憲章制定審議会条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第二十九号 福生市民憲章制定審議会条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

来年の市制十周年を記念いたしまして、市民が守るべき市民憲章を制定しようという事は、過去に一般質問でも取り上げられ、又、市長の公約にもなっておりますのでございますが、これを実現するために本条例を制定して、新たに福生市民憲章制定審議会を設置し、広く本問題に関する各界、各層の方々の御意見を集約し

ていただこうというわけでございます。

それでは、市民憲章とは一体何かということに相なるわけでございますが、市民憲章なるものの生い立ちを調べてみますと、大分古うございます。十八世紀の後半ごろからヨーロッパの国々で起こりました例の産業革命、あの産業革命の進行と並行いたしました。それまでの封建的な政治支配体制を打破して、近代民主主義の理念を掲げ、市民の自由と平等を獲得しようとする政治運動が盛んになってきたわけでございます。この近代民主主義の理念に目覚めた市民たちは一切の拘束は市民みずからの意思に基づく場合にだけ承認されるのだと、こう主張いたしました。市民たちの意思の合致に基づくみずからの市民憲章というものをみずからの手でつくったのだそうでございます。したがって、市民憲章とは何かということに相なりますと、市民相互の約束に基づいて市民みずからが制定した市民みずからのおきてということに相なうかと存じます。

それでは、現在の日本におきまして、各市がそれぞれの市民憲章を制定いたしまする今日の意味は何かということに相なるわけでございますが、申し上げるまでもなく、現在の日本はすでにほぼ完成された近代的な法治国家でございます。又

各市は独自の市の条例というもつを持っておりますことでもございますので、現在の日本の各市が制定する市民憲章の内容というものは、勢いこういうことに相なうかと存じます。条例で市民に強制することは妥当ではないと。しかし市民全体の相互の申し合ひによりまして、条例のような法的規範ではなくて、道徳的な規範として市民全体が連帯して、守り育てていくということが好ましいような事項、こういうものを市民憲章の内容とすべきである。もう一度表現をかえて申し上げますならば、市民の自発性と合意、つまり市民参加を不可決とするような事項につきまして、市民の心が触れ合う合言葉として、市民憲章の内容に盛ることが好ましいということに相なるのでございます。

そしてすでに市民憲章を持っております市は、都下二十六市の中では九市ございます。又、全国的には町や村でも住民憲章を持つておるところがあるようでございます。全国では三千二百五十六の市町村がございますが、そのうち五百市町村近くが、それぞれの住民憲章を持つてゐるわけでございます。

なお、条例各号の具体的な内容につきましては、いままでに福生市が制定いたしましたほかの審議会条例とほとんど同様でございますので、説明は省略させていただきます。